

教育環境の整備と学校教育の活性化をめざして

—寝屋川市立小・中学校の規模と配置の適正化について—

(答申)

平成15年8月

第27次寝屋川市校区問題審議会

平成15年8月20日

(写)

寝屋川市教育委員会
委員長 田村幸子 様

寝屋川市校区問題審議会
会長 池田寛

寝屋川市立小・中学校の規模と配置の適正化について(答申)

本審議会はこの度、貴教育委員会の諮問事項について結論を得るにいたりましたので、ここに答申いたします。

目 次

はじめに	1
第1 公立小学校・中学校の現状と課題	2
1．校区編成の歴史・概要	2
2．児童・生徒数の推移と課題	2
3．通学区域の問題点	3
4．寝屋川市における教育の将来像（小中一貫教育へ向けて）	4
第2 コミュニティセンターエリア別の問題点	5
1．東北部エリア	5
2．西部エリア	5
3．西北部エリア	6
4．東部エリア	6
5．南部エリア	6
6．西南部エリア	7
第3 適正規模及び適正配置への具体的方策	8
1．小・中学校の規模の適正化（基本構想1）	8
（1）早期に適正化すべき学校の具体的方策	8
（2）中長期的に適正化すべき学校の具体的方策	8
2．配置の適正化（基本構想2）...小学校から中学校への接続分離	9
（1）早期に適正化すべき学校の具体的方策	9
3．配置の適正化（基本構想3）...同一町（同一自治会）での通学校分離	10
（1）今後調整が必要とされる地域（自治会）	10
おわりに	11

はじめに

今日、子どもを取り巻く社会環境は少子化・核家族化また住環境の高密度化・科学技術の高度化等により大きく変化し、学校・家庭・地域の教育への関わり方が多様化し、子どもが健やかにかつ人間性豊かに育つことが難しい状況となっています。

一方、高齢化・国際化・情報化等の進展に対応し、一人一人の子どもが独自の個性を發揮し、また社会に役立つ人間として成長することをめざして、学校・家庭・地域がそれぞれの教育的役割を發揮するとともに相互の連携を深めていく必要性が重視されています。

このような中、「第27次寝屋川市校区問題審議会」は平成9年度に開催された第26次校区問題審議会の審議内容を引き継ぎ、平成14年7月5日に寝屋川市教育委員会より「寝屋川市立小・中学校の規模の適正化に関する事項及び配置の適正化に関する事項」について諮問を受けました。

全国的に学校規模及び通学区域の見直し等が行われている現在、寝屋川市においても少子化に伴う児童・生徒数の減少は大きな課題となっており、小学校においては1つの学年で1学級編制、中学校においては1つの学年で3学級編制となった学校が生じ、一学校当りの児童・生徒数は全市的に減少傾向にあります。

また、高度成長期の学校建設ラッシュにより、小学校と中学校の接続等通学区域に「ねじれ」現象が発生し、不自然な通学区域が存在し、地域の教育力が十分に發揮されにくい現状があります。

本審議会は、以上のような学校の実情等を踏まえ、寝屋川市立小・中学校のより良い教育環境を整備し、学校教育の活性化を図ることを目標として、9回にわたり慎重かつ入念な研究討議を重ねて、ここにその結果をとりまとめましたので、提言として答申いたします。

第1 公立小学校・中学校の現状と課題

1. 校区編成の歴史・概要

寝屋川市の市制施行時(昭和26年)、公立小学校5校・公立中学校2校の計7校であった。その後昭和30年後半までに小学校が2校、中学校が2校の計4校を開校し計11校となる。昭和40年代に入り、児童・生徒数は著しく増加し、以後10年間で小学校が14校、中学校が3校の計17校を開校することとなり、寝屋川市全体で小学校21校、中学校7校の計28校となった。その後、小学校6校、中学校5校を開校し現在の小学校26校、中学校12校に至っている。

(昭和59年に小学校を1校廃校にしている。)

小・中学校の変遷については、別紙の「小・中学校 設置の推移」に記述している。

2. 児童・生徒数の推移と課題

寝屋川市においての小学校の児童数は、昭和40年を過ぎる頃から急激に増加し、昭和42年から昭和51年にかけては、毎年2,000人前後の増加を見せ、ピークの昭和55年には児童数31,760人・813学級と最大になった。その後、児童数は緩やかに減少し、平成15年には13,910人・461学級となり、最大であった昭和55年の43.8%と半数以下に減少した。

中学校生徒数の推移は、小学校児童数の推移から6年遅れて表れ、ピークの昭和61年には生徒数15,349人・377学級と最大になった。が、その後下降し、平成15年には6,161人・182学級となり、ピーク時の40.1%とこれも半数以下に減少した。

今後の推計から考えると大規模開発により多少の増加があっても、市全体で考えると大幅な児童・生徒数の増加は期待できない。

3. 通学区域の問題点

寝屋川市では、以前より校区問題審議会を設置しており、それぞれ審議の結果、答申を出されている。過去の答申では以下のように見直し項目は出されているが、核心に触れる部分までは審議をされていない状況であった。

見直し項目としてあげられている内容は、

小・中学校の適正規模（12学級～24学級）

同一小学校で中学校が分離している（中学校への接続）

同一町（同一自治会）で小・中学校が分離している

通学路の安全性

その他（開発等）

である。

今回の第27次校区問題審議会は、上記の見直し項目を基本的構想として、寝屋川市の公立小・中学校の今後の在り方を審議した。

審議の方法として、寝屋川市を現在のコミュニティセンターエリア（6地域）に分け、平成20年度の児童・生徒数予測をもとに、それぞれの地域を基本的構想に当てはめ、あらゆる角度から意見を出し合い、議論を進めた。

- コミュニティセンターエリア -

東北部地域	小学校・・・第五小・三井小・明德小・国松緑丘小・宇谷小 中学校・・・第六中・第十中
西部地域	小学校・・・西小・池田小・池田第二小・点野小・池の里小 中学校・・・第二中・第八中
西北部地域	小学校・・・北小・木屋小・田井小・石津小 中学校・・・第三中・友呂岐中
東部地域	小学校・・・東小・明和小・中央小・梅が丘小 中学校・・・第一中・第四中
南部地域	小学校・・・南小・木田小・堀溝小・楠根小 中学校・・・第七中・中木田中
西南部地域	小学校・・・成美小・啓明小・神田小・和光小 中学校・・・第五中・第九中

4．寝屋川市における教育の将来像（小中一貫教育へ向けて）

本審議会開催中、平成15年度より寝屋川市立第十中学校が文部科学省の小中一貫教育に向けての研究開発校に指定された。本審議会としても、小・中学校の諸問題の解決に向けて、また教育改革推進の一つの方策として、小中一貫教育の理念を積極的に進めることを提案し、同一小学校から中学校への接続分離を早期に適正化することを重んじて審議を進めてきた。

小中一貫教育の意義について

小学校における学級崩壊や中学校において激増する不登校問題、少年非行や暴力行為などの低年齢化と問題行動の増加等に対処するために、小中学校が一体となった教科及び生活面での指導が求められている。また、近年、心身の成長に著しい差異がみられ、これまでのように小学校の1年生から6年生までの児童を同一の指導観や指導方法で教育することが困難な状況になってきており、学ぶ意欲の減退など学校教育における今日的課題の背景には、子どもの発達段階に小・中学校のシステムが対応し切れていない側面がある。こうした課題を解決するためには、義務教育9年間を見通した教育課程・指導方法の構築が必要である。

本市が全中学校区で取り組もうとしている小中一貫教育には、以下のような教育効果が期待できる。

子どもの発達段階を十分に考慮し9年間を見通した指導の一貫性や系統性を図り、計画的・継続的な学習指導・生徒指導が展開できる。

異なる学年や小・中学生相互の交流を通して、より豊かな人間性や社会性を育成することができる。

小中学校の人事の交流を推進することによって、互いの良さを取り入れ、教職員の意識を変革することができる。

中学校区を単位とした、地域の特色を生かしたダイナミックな学校づくりや地域との連携が促進できる。

第2 コミュニティセンターエリア別の問題点

= 基本的構想 =

- (1) 小・中学校の適正規模(12学級～24学級)化
- (2) 同一小学校で中学校区が分離している校区の適正化
- (3) 同一町(同一自治会)で小・中学校が分離している町の適正化
- (4) 通学路の安全性の確保
- (5) その他(開発等)

1. 東北部エリア

(1) 適正な規模から外れる学校

三井小学校(小規模)

明德小学校(小規模)

第十中学校(小規模)

(2) 同一小学校で中学校が分離している(中学校への接続)

宇谷小学校

(3) 同一町(同一自治会)で小・中学校が分離している

三井南町(オークヒルズ香里)

三井が丘4丁目

成田東が丘

2. 西部エリア

(1) 適正な規模から外れる学校

該当なし

(2) 同一小学校で中学校が分離している(中学校への接続)

西小学校

池の里小学校

(3) 同一町(同一自治会)で小・中学校が分離している

池田本町

3. 西北部エリア

(1) 適正な規模から外れる学校

石津小学校(小規模)

友呂岐中学校(小規模)

(2) 同一小学校で中学校が分離している(中学校への接続)

北小学校

(3) 同一町(同一自治会)で小・中学校が分離している

石津南町

日新町

4. 東部エリア

(1) 適正な規模から外れる学校

梅が丘小学校(小規模)

第四中学校(小規模)

(2) 同一小学校で中学校が分離している(中学校への接続)

該当なし

(3) 同一町(同一自治会)で小・中学校が分離している

太秦東が丘

5. 南部エリア

(1) 適正な規模から外れる学校

楠根小学校(小規模)

(2) 同一小学校で中学校が分離している(中学校への接続)

楠根小学校

(3) 同一町(同一自治会)で小・中学校が分離している

該当なし

6. 西南部エリア

(1) 適正な規模から外れる学校

該当なし

(2) 同一小学校で中学校が分離している(中学校への接続)

該当なし

(3) 同一町(同一自治会)で小・中学校が分離している

上神田2丁目

以上のように6つのコミュニティセンターエリアごとに見てみると、基本構想から外れる学校が存在する。これらの問題をどのように解消していくのかが問われており、我々は慎重に検討を重ねてきた。なお、今次審議会においては平成14年5月1日現在の人口統計をもとに作成した平成20年5月1日現在の児童・生徒数推計を用い、それぞれの学校規模等を判断した。

第3 適正規模及び適正配置への具体的方策

1. 小・中学校の規模の適正化（基本構想1）

（1）早期に適正化すべき学校の具体的方策

三井小学校・明德小学校

余裕教室の多い三井小学校に統合し、規模の適正化を図る。

第十中学校

第一中学校区と第十中学校区に分かれる宇谷小学校区を全て第十中学校区とし、学校規模の適正化と合わせて配置の適正化を図る。

（2）中長期的に適正化すべき学校の具体的方策

石津小学校

他校との統合を考えた場合、周辺校が大規模化してしまう。また、校区に開発が見込まれ、今後の児童の推移を見極める必要があるため今回は適正化を見送る。

梅が丘小学校

早期の適正化としては明和小学校との統合が望ましいが、同校区には現在中断されている大規模な開発計画があり、その再開と児童数の推移を見極めた上で中長期的に判断する必要がある。

楠根小学校

他校との統合を考えた場合、周辺校が大規模化してしまう。また、第二京阪道路の供用開始による開発の推移を見極める必要があるため今回は適正化を見送る。

第四中学校

他校との統合を考えた場合、周辺に中学校がなく通学距離と安全性に問題が生じるため、適正化の対象から外す。

また、将来的に梅が丘小学校を明和小学校に統合した場合、一小学校一中学校による小中一貫の新しい学校づくりを提案する。

友呂岐中学校

石津小学校と同様に他校との統合を考えた場合、周辺校が大規模化してしまう。また、校区に開発が見込まれ、今後の生徒の推移を見極める必要があるため今回は適正化を見送る。

2. 配置の適正化（基本構想2）・・・小学校から中学校への接続分離

（1）早期に適正化すべき学校の具体的方策

宇谷小学校

第一中学校と第十中学校に接続が分かれているため、全てを第十中学校区として編成する。

西小学校

第八中学校と第九中学校に接続が分かれているため、高柳2丁目を成美小学校区（第九中学校区）として編成する。また、第九中学校区の高柳1丁目・3丁目を第八中学校区として編成する。

池の里小学校

第二中学校と第八中学校に接続が分かれているため、第二中学校区部分を池田第二小学校に、第八中学校区部分を西小学校に統合する。

北小学校

第三中学校と友呂岐中学校に接続が分かれているため、日新町を石津小学校区とし、現行どおり友呂岐中学校区として編成する。

楠根小学校

第七中学校と中木田中学校に接続が分かれているため、新家1丁目・2丁目及び讚良東町を南小学校区（第七中学校区）として編成する。また、木田小学校区の高宮栄町を楠根小学校区（中木田中学校区）として編成する。

なお、基本構想2については、小中一貫教育の観点から全てを早期に適正化すべきであると判断した。

3 . 配置の適正化（基本構想3）・・・同一町（同一自治会）での通学校分離

（1）今後調整が必要とされる地域（自治会）

三井南町（オークヒルズ香里）

第五小学校と国松緑丘小学校に分かれている。

三井が丘4丁目

三井小学校と国松緑丘小学校に分かれている。

成田東が丘

第五小学校と明德小学校に分かれている

池田本町

池田小学校と池田第二小学校に分かれている。

石津南町

池田小学校と田井小学校に分かれている。

太秦東が丘

東小学校と宇谷小学校に分かれている。

上神田2丁目

神田小学校と和光小学校に分かれている。

なお、基本構想3については、本審議会において審議未了となっているが、今後当該自治会と教育委員会において、過去の経緯を踏まえ十分協議検討され、適正化に向けて努力されることを望む。

おわりに

本審議会は、平成14年7月5日から平成15年8月20日までの9回にわたって、教育活動の活性化を図るため「学校規模と配置の適正化について」様々な観点から審議を進め、今回の答申をまとめました。いくつかの学校が現在、規模と配置に関して、非常に厳しい状況に置かれている現状を是正するために、寝屋川市教育委員会は、本答申に基づく対策を早急に実施していただきますようお願いする次第です。

なお、本答申の具体的な方策の実施に際しては、地域住民の立場を十分配慮するよう希望いたします。さらに、学校の規模と配置の適正化は、学校施設の一層の整備充実を進めることや、新しい地域教育コミュニティの在り方を考えることなどの契機となる点を認識し、積極的な対策を講ずることが大切であると考えます。また、学校が統合された場合、跡地利用については、学校がこれまで教育・防災・避難・地域コミュニティの施設などに供されてきたという経緯を尊重するとともに、地域の文化の拠点として活用できるよう、関係機関と連携を密にし、取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

寝屋川市教育委員会におかれましては、学校が児童・生徒の重要な教育環境であると同時に、地域の文化施設であるということを重視していただき、学校規模と配置の適正化にあたっては、本答申の主旨を十分に尊重され、教育環境を整備し、教育改革の推進を目的とした学校教育の活性化を図るため、尽力されることを切に願います。

第27次寝屋川市校区問題審議会

資 料 編

目 次

1 . 諮問書（写）	1
2 . 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例	2
3 . 寝屋川市校区問題審議会規則	3
4 . 第27次寝屋川市校区問題審議会委員名簿	5
5 . 学校別学級数・児童数の現状と推計（小学校）	6
6 . 学校別学級数・児童数の現状と推計（中学校）	7
7 . 小学校・中学校の接続関係	8

（別添資料）

小・中学校 設置の推移

1. 諮問書（写）

学 学 第 599 号

平成 14 年 7 月 5 日

寝屋川市校区問題審議会会長 様

寝屋川市教育委員会

委員長 田村 幸子

諮 問 書

寝屋川市立小・中学校のより良い教育環境を整備し、教育改革の推進を目的とした学校教育の活性化を図るため、下記事項について寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）第2条の規定により諮問します。

- 諮 問 事 項 -

1. 寝屋川市立小・中学校（以下「小学校等」という。）の規模の適正化に関する事項
2. 小学校等の配置の適正化に関する事項

2. 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例

寝屋川市条例第27号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、寝屋川市に設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、寝屋川市が設置する執行機関の附属機関は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関について必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係） - 抜粋 -

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
教育委員会	寝屋川市校区問題審議会	市立小学校及び中学校の通学区域の改正についての調査、審議に関する事務

3. 寝屋川市校区問題審議会規則

教育委員会規則第17号

寝屋川市校区問題審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和39年寝屋川市条例第27号)第3条の規定に基づき、寝屋川市校区問題審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。ただし、第1号に掲げる者については、2人以上の者を委嘱する。

- (1) 公募により応募した寝屋川市の区域内に住所を有する者
- (2) 別表に掲げる団体を代表する者
- (3) 学識経験のある者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事情があると認める場合においては、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議の招集は、開会の日時、場所及び付議すべき事件を開会前日までに委員

に通知して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、校区変更地域の代表者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、学校教育部学務課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条第2項第2号関係）

寝屋川市市政協力委員自治推進協議会
寝屋川市立小・中学校校長会
寝屋川市民生委員児童委員協議会
寝屋川市子ども会育成連絡協議会
寝屋川市青少年指導員会
寝屋川市立校園PTA協議会

上記の団体の代表者中から教育委員会が適当と認める者のうちから委嘱する。

4. 第27次寝屋川市校区問題審議会委員名簿

氏名	推薦団体・所属
会長 池田 寛	大阪大学
副会長 乾 和夫	寝屋川市民生委員児童委員協議会
委員 山岡 光雄	市民公募
委員 北前 美耶子	市民公募
委員 谷川 進	寝屋川市市政協力委員自治推進協議会
委員 平井 武司	寝屋川市市政協力委員自治推進協議会
委員 待鳥 守	寝屋川市立小・中学校校長会
委員 鈴木 隆	寝屋川市立小・中学校校長会
委員 中山 ひろみ	寝屋川市子ども会育成連絡協議会
委員 鎌田 徳一郎	寝屋川市青少年指導員会
委員 乾 栄嗣	寝屋川市立校園PTA協議会
委員 垣本 ひとみ	寝屋川市立校園PTA協議会
委員 西川 信廣	大谷女子大学

委員任期 平成14年6月1日～平成16年5月31日

委員 鈴木 隆氏については、前任の中司 正氏の解嘱に伴う残任期間の委嘱であり、委嘱日は平成15年5月23日である。

5. 学校別学級数・児童数の現状と推計（小学校）

小学校	平成15年5月1日現在									平成20年5月1日推計							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	養護	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	養護	合計	
東	学級数	3	3	4	3	3	3	2	21	3	3	4	3	3	3	2	21
	児童数	107	117	125	104	119	108	6	686	103	119	122	108	97	102	6	657
西	学級数	3	2	3	2	2	2	1	15	3	3	3	3	2	2	1	17
	児童数	87	72	82	78	79	69	2	469	93	95	91	88	74	62	2	505
南	学級数	2	2	3	2	2	2	2	15	2	3	2	2	2	2	2	15
	児童数	77	79	86	71	60	77	10	460	70	82	76	67	63	72	10	440
北	学級数	3	3	4	3	4	4	2	23	4	4	3	4	3	3	2	23
	児童数	119	108	134	109	121	123	11	725	143	131	108	132	113	92	11	730
第五	学級数	4	4	5	4	5	4	2	28	4	4	4	4	3	4	2	25
	児童数	147	157	182	149	196	158	13	1,002	148	137	154	149	111	139	13	851
成美	学級数	2	3	2	2	2	2	2	15	3	2	3	2	2	2	2	16
	児童数	79	86	80	73	66	74	8	466	90	70	92	79	63	69	8	471
明和	学級数	3	2	3	2	2	2	1	15	3	2	3	2	2	2	1	15
	児童数	83	80	82	69	72	65	3	454	82	73	83	76	67	67	3	451
池田	学級数	4	3	4	4	3	3	2	23	3	4	3	3	3	3	2	21
	児童数	135	118	140	121	113	111	11	749	100	127	109	109	115	101	11	672
中央	学級数	3	3	3	3	3	3	2	20	3	3	3	3	3	3	2	20
	児童数	109	101	110	92	111	95	8	626	98	103	96	83	98	88	8	574
啓明	学級数	3	2	3	3	2	3	1	17	2	2	2	3	2	2	1	14
	児童数	92	74	104	92	77	81	6	526	74	73	75	91	76	65	6	460
三井	学級数	2	1	2	1	2	2	1	11	2	1	2	2	2	1	1	11
	児童数	59	37	47	34	56	49	4	286	43	40	51	50	50	34	4	272
木屋	学級数	3	3	3	3	3	3	2	20	3	3	3	3	3	3	2	20
	児童数	98	104	110	96	89	93	6	596	108	111	96	96	92	91	6	600
木田	学級数	4	3	3	3	3	3	6	25	4	4	3	3	3	3	6	26
	児童数	124	97	95	104	111	90	35	656	127	127	103	114	108	88	35	702
神田	学級数	3	3	3	3	2	3	4	21	3	3	3	3	3	3	4	22
	児童数	114	117	111	105	73	87	27	634	107	105	112	114	104	104	27	673
堀溝	学級数	3	2	2	2	3	3	1	16	2	2	2	2	2	2	1	13
	児童数	86	80	74	80	86	83	4	493	79	69	73	79	74	73	4	451
田井	学級数	4	4	4	3	4	4	2	25	3	4	3	3	4	3	2	22
	児童数	128	128	125	119	132	116	12	760	100	136	97	116	124	115	12	700
池田第二	学級数	2	2	2	2	2	2	1	13	2	2	2	2	2	2	1	13
	児童数	76	70	75	80	54	75	5	435	79	71	79	76	70	67	5	447
明德	学級数	1	1	1	1	1	1	1	7	1	2	1	1	1	1	1	8
	児童数	25	32	31	34	37	35	3	197	34	41	35	30	26	30	3	199
点野	学級数	3	3	3	3	3	3	1	19	3	3	3	2	2	2	1	16
	児童数	100	104	90	86	92	102	3	577	97	83	96	76	75	80	3	510
和光	学級数	3	3	4	3	3	3	2	21	3	2	3	3	3	2	2	18
	児童数	119	88	121	98	110	115	10	661	90	75	94	107	99	71	10	546
国松緑丘	学級数	3	3	3	3	3	3	2	20	2	2	3	3	2	2	2	16
	児童数	83	86	91	94	111	100	7	572	61	61	87	92	65	73	7	446
楠根	学級数	2	2	2	2	2	2	4	16	2	2	2	2	2	1	4	15
	児童数	69	42	58	45	54	47	18	333	57	55	63	46	58	33	18	330
梅が丘	学級数	2	2	2	2	1	2	1	12	1	1	2	2	2	1	1	10
	児童数	49	44	46	59	36	49	5	288	34	39	51	45	44	39	5	257
池の里	学級数	3	2	2	3	3	2	2	17	2	3	2	2	2	2	2	15
	児童数	93	78	79	83	95	69	9	506	72	87	68	60	75	67	9	438
宇谷	学級数	3	3	2	3	3	2	1	17	3	3	3	3	3	2	1	18
	児童数	91	87	79	96	89	71	2	515	85	82	85	82	83	74	2	493
石津	学級数	2	1	1	1	1	1	2	9	2	1	1	1	2	1	2	10
	児童数	56	29	36	34	38	38	7	238	42	24	31	28	41	19	7	192
合計	学級数	73	65	73	66	67	67	50	461	68	68	68	66	63	57	50	440
	児童数	2,405	2,215	2,393	2,205	2,277	2,180	235	13,910	2,216	2,216	2,227	2,193	2,065	1,915	235	13,067

6. 学校別学級数・児童数の現状と推計（中学校）

中学校		平成15年5月1日現在					平成20年5月1日推計				
		1年	2年	3年	養護	合計	1年	2年	3年	養護	合計
第一	学級数	6	7	6	1	20	6	5	6	1	18
	生徒数	219	248	210	1	678	209	189	221	1	620
第二	学級数	5	5	5	2	17	5	5	5	2	17
	生徒数	178	200	187	7	572	198	184	169	7	558
第三	学級数	6	6	6	1	19	6	5	5	1	17
	生徒数	212	221	201	4	638	226	195	199	4	624
第四	学級数	3	3	3	1	10	3	3	3	1	10
	生徒数	116	117	108	3	344	114	106	97	3	320
第五	学級数	4	4	4	1	13	5	5	4	1	15
	生徒数	156	151	149	1	457	175	171	145	1	492
第六	学級数	6	7	8	1	22	6	5	7	1	19
	生徒数	235	275	311	2	823	213	189	245	2	649
第七	学級数	4	4	4	1	13	4	4	3	1	12
	生徒数	121	143	151	2	417	136	130	120	2	388
第八	学級数	5	4	6	1	16	4	4	4	1	13
	生徒数	169	158	205	5	537	144	155	148	5	452
第九	学級数	5	4	5	1	15	5	4	4	1	14
	生徒数	170	159	179	3	511	182	159	144	3	488
第十	学級数	4	4	4	1	13	3	3	3	1	10
	生徒数	131	123	143	1	398	103	99	112	1	315
友呂岐	学級数	4	3	4	1	12	3	3	3	1	10
	生徒数	142	107	145	3	397	120	113	110	3	346
中木田	学級数	4	4	3	1	12	4	4	4	1	13
	生徒数	127	140	119	3	389	128	121	130	3	382
合計	学級数	56	55	58	13	182	54	50	51	13	168
	生徒数	1,976	2,042	2,108	35	6,161	1,948	1,811	1,840	35	5,634

7. 小学校・中学校の接続関係

	第一中	第二中	第三中	第四中	第五中	第六中	第七中	第八中	第九中	第十中	友呂岐中	中木田中	構成校数
東 小													1
西 小													2
南 小													1
北 小													2
第 五 小													1
成 美 小													1
明 和 小													1
池 田 小													1
中 央 小													1
啓 明 小													1
三 井 小													1
木 屋 小													1
木 田 小													1
神 田 小													1
堀 溝 小													1
田 井 小													1
池 田 第 二 小													1
明 徳 小													1
点 野 小													1
和 光 小													1
国 松 緑 丘 小													1
楠 根 小													2
梅 が 丘 小													1
池 の 里 小													2
宇 谷 小													2
石 津 小													1
構 成 校 数	3	3	2	2	2	2	3	3	3	3	3	2	

印は中学校の通学区域を構成する小学校通学区域を示す。

小・中学校 設置の推移

